



第2回：健康経営優良法人認定制度について

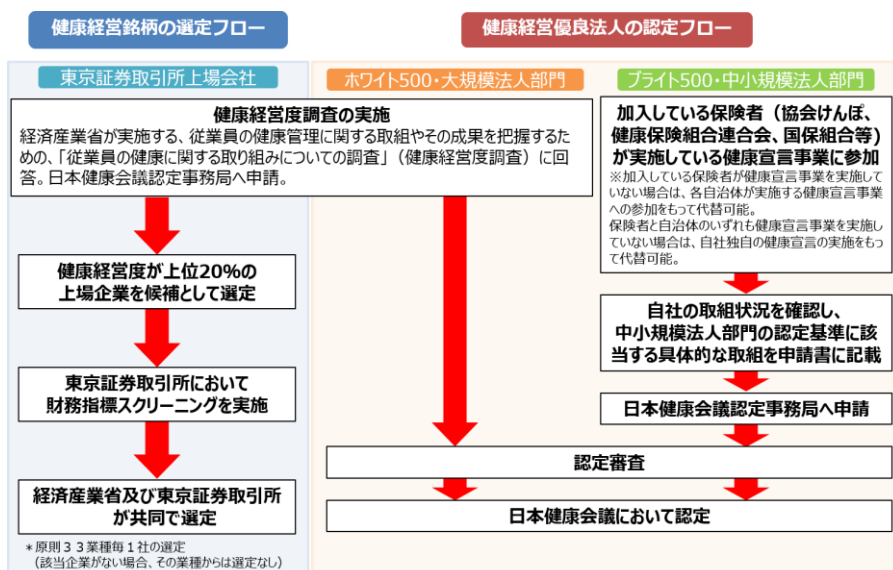
情報提供：株式会社リーチ

7年前にスタートした健康経営優良法人制度は、申請数が年々増加し、昨年度は約1万5000社にのぼっています。

健康経営の更なる普及に向け、民間業者の創意工夫を活かした認定制度の運営を行う観点から、経済産業省は、今年度から民間の運営主体に対して補助金を交付する形に変更しています。

今年度は認定機関として日本経済新聞社が採択されました。さすが経産省の取組だけあって民間の力を活用し経済の活性化も視野に入れ、将来的には日本発として世界基準の制度として育てていく計画のようです。

健康経営銘柄の選定フロー、健康経営優良法人の認定フローについては右図の通りです。



健康経営でブランド力向上

健康経営優良法人の認定に関して、
下記5つのジャンルにおいて基準が設けられています

健康経営とはNPO法人健康経営研究会の登録商標であり、2006年に健康経営の定義がされ広がってきたマネジメントの思想だと私は理解しています。

人を資本ととらえ、従業員を大切にすることにより生産性を向上させ企業価値を高めていく。あくまで企業は社会の公器であり、人と社会に貢献することで企業は成長していくと少し突っ込んで説明するとそういうものだと思います。

最近ではパーパス経営が注目を浴びていますので健康経営は時代にマッチした活動なのでしょう。ですので認定要件もかなりアバウトな印象を受けます。認定ありきのものではなくあくまでも認定は健康経営を導入するための道しるべ的な役割なのだと思います。

それでも中小企業にとっては認定を受けると企業ブランド向上には影響があるようです。皆様も健康経営に取り組む事によってブランディングを考えて見られても良いのではないのでしょうか。

1. 経営理念・方針（経営者の自覚）
2. 組織体制
3. 制度・施策実行
4. 評価・改善
5. 法令遵守・リスクマネジメント（自主申告）

前年度に当たる「健康経営優良法人2021」（中小規模法人部門）からの変更点は、「4.評価・改善」が必須項目になったこと、「3.制度・施策実行」で受動喫煙対策に関する項目の追加や必須項目の増加が見られることです。

項目の追加や必須扱いの引き上げについては、今後の健康経営施策の軸になる問題への意識強化という狙いがあります。

注目しておきたいのは、「4.評価・改善」が必須項目になっている点です。健康経営は、施策を実施したらその結果をフィードバックし、繰り返すことで環境改善を実現していくもので、一過性で終わらせるものではありません。

認定要件に評価・改善が必須になったことは、PDCAサイクルが健康経営において重要視されていることを意味します。

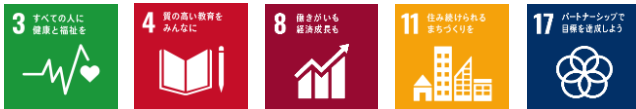


表2は中小企業向け健康経営優良法人認定要件です。

是非皆様の会社でも自社で何項目取り組んでいるかチェックしてみましょう。

健康経営優良法人2022（中小規模法人部門）認定要件

表2

大項目	中項目	小項目	評価項目	認定要件
1. 経営理念・方針			健康宣言の社内外への発信・経営者自身の健診受診	必須
2. 組織体制			健康づくり担当者の設置	必須
			(求めに応じて)40歳以上の従業員の健診データの提供	必須
3. 制度・施策実行	従業員の健康課題の把握と必要な対策の検討	健康課題に基づいた具体的な目標の設定	健康経営の具体的な推進計画	必須
		健診・検診等の活用・推進	①従業員の健康診断の受診(受診率実質100%) ②受診勧奨に関する取り組み ③50人未満の事業場におけるストレスチェックの実施	左記 ①～③のうち 2項目以上
	健康経営の実践に向けた土台づくり	ヘルスリテラシーの向上	④管理職・従業員への教育	左記 ④～⑦のうち 1項目以上
		ワークライフバランスの推進	⑤適切な働き方の実現に向けた取り組み	
		職場の活性化	⑥コミュニケーションの促進に向けた取り組み	
		病気の治療と仕事の両立支援	⑦私病等に関する両立支援の取り組み	
	従業員の心と身体の健康づくりに関する具体的対策	保健指導	⑧保健指導の実施または特定保健指導実施機会の提供に関する取り組み	左記 ⑧～⑬のうち 4項目以上
		具体的な健康保持・増進施策	⑨食生活の改善に向けた取り組み	
			⑩運動機会の増進に向けた取り組み	
			⑪女性の健康保持・増進に向けた取り組み	
		⑫長時間労働者への対応に関する取り組み		
	⑬メンタルヘルス不調者への対応に関する取り組み			
	感染症予防対策	⑭感染症予防に関する取り組み		
	喫煙対策	⑮喫煙率低下に向けた取り組み 受動喫煙対策に関する取り組み	必須	
4. 評価・改善			健康経営の取り組みに対する評価・改善	必須
5. 法令遵守・リスクマネジメント			定期健診を実施していること、50人以上の事業場においてストレスチェックを実施していること、労働基準法または労働安全衛生法に係る違反により送検されていないこと、等 ※誓約事項参照	必須

プライト500は左記①～⑬のうち13項目以上

上記のほか、「健康経営の取り組みに関する地域への発信状況」と「健康経営の評価項目における適合項目数」を評価し、上位500法人を健康経営優良法人2022（中小規模法人部門（プライト500））として認定する。